

平成27年度第2回京都市民健康づくり推進会議

日時：平成27年8月24日（月）
午後2時30分～午後4時
場所：本能寺文化会館5階 醍醐ホール

[開会の挨拶]

居内 学 京都市保健福祉局保健医療・介護担当局長

[報告]

- ・市民主体の健康づくり活動の展開に向けて
- ・新規事業等について

[閉会の挨拶]

谷口 隆司 京都市保健福祉局医務監

<資料>

- 1 京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿
- 2 平成27年度第2回京都市民健康づくり推進会議出席者名簿
- 3 // 座席図
- 4 京都市民健康づくり推進会議開催要綱
- 5 市民主体の健康づくり活動の展開に向けて
- 6 新規事業等について

京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿

区 分	機関団体等
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中山健夫氏
	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 栗山長門氏
市民委員	駒井 一正氏
	内貴 多枝子氏
地 域	京都市体育振興会連合会
	京都市地域女性連合会
	京都市PTA連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）
保育・教育機関等	（公社）京都市保育園連盟
	（公社）京都市私立幼稚園協会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会
	京都府私立中学高等学校連合会
	京都大学健康科学センター
企業・職場	京都商工会議所
	京都府中小企業団体中央会
	京都労働局労働基準部
	京都労働者福祉協議会
	（一財）京都工場保健会
	京都産業保健総合支援センター
保健医療機関等	（一社）京都府医師会
	（一社）京都府歯科医師会
	（一社）京都府薬剤師会
	（公社）京都府看護協会
	（公社）京都府栄養士会
	（公社）京都府歯科衛生士会
	（一社）京都精神保健福祉協会
	（一財）京都予防医学センター
（特非）日本健康運動指導士会京都府支部	
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会
	健康保険組合連合会京都連合会
	全国健康保険協会京都支部
マスメディア	（株）京都新聞社
	（株）京都放送
京都市	京都市教育委員会
	京都市保健所
	京都市衛生環境研究所
	京都市こころの健康増進センター
	京都市健康増進センター

資料2

平成27年度第2回京都市民健康づくり推進会議出席者名簿

(敬称略)

区分	機関・団体等	職名	参加者
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中山 健夫氏	—	本人
	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 栗山長門氏		本人
市民委員	駒井 一正氏	—	本人
	内貴 多枝子氏	—	本人
地域	京都市地域女性連合会	副会長	加藤 アイ
	京都市PTA連絡協議会	副会長	岡 千栄子
	京都市保健協議会連合会	副会長	山内 寛
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）	常務理事・事務局長	川島 康伸
保育・教育機関等	（公社）京都市保育園連盟	理事	嶋本 弘文
	（公社）京都市私立幼稚園協会	副会長	山羽 学天
	京都市小学校長会	会長	林 正幸
	京都府私立中学高等学校連合会	事務局長	室 保次
	京都大学健康科学センター	助教	岡林 里枝
企業・職場	京都労働者福祉協議会	総括部長	岡田 信江
保健医療機関等	（一社）京都府医師会	理事	武田 貞子
	（一社）京都府歯科医師会	理事	岸本 知弘
	（一社）京都府薬剤師会	専務理事	茂籠 哲
	（公社）京都府栄養士会	会長	岸部 公子
	（公社）京都府歯科衛生士会	会長	白波瀬 由香里
	（一財）京都予防医学センター	係長	阿部 圭子
	（特非）日本健康運動指導士会京都府支部	副支部長	並河 茂
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会	事務局次長	長谷川 敏彦
	健康保険組合連合会京都連合会	常務理事	新谷 元司
	全国健康保険協会京都支部	企画総務部長	山上 義孝
マスメディア	（株）京都放送	記者	藪田 眞紀
京都市	京都市教育委員会	保健安全課長	上田 廣久
	京都市保健所	伏見保健センター長	里村 由紀子
	京都市衛生環境研究所	所長	川上 雅弘
	京都市こころの健康増進センター	相談援助課長	坂下 純子
	京都市健康増進センター	所長	板垣 泰子

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。
- (2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。
- (3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組の推進及び啓発に関すること。
- (4) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市民健康づくりプラン」に基づく分野別行動指針の推進を図るため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る分野別行動指針については、市長が別に定める推進組織と連携し、取組を推進する。

- (1) 食育推進部会
- (2) 身体活動・運動に関する行動指針推進部会
- (3) 口腔保健部会
- (4) たばこ対策推進部会
- (5) 飲酒に関する行動指針推進部会

2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。

3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

市民主体の健康づくり活動の展開に向けて

健康長寿のまち・京都の実現に向け、市民ぐるみで健康づくり活動を展開するため、幅広い市民団体、企業等により、構成いただく「市民運動組織」の立上げを想定しております。まずは今秋以降、「健康長寿のまち・京都」の趣旨に賛同いただける団体の代表者、市民等で組織する「準備会」を設置いただくとともに、健康づくりの機運の醸成に向けたイベント等の開催ができればと考えております。

1 「市民運動組織」の立上げ（案）

（1）趣旨

「健康長寿のまち・京都」の実現に向けては、一人ひとりの市民の皆様自らが健康づくりに取り組み、オール京都で市民ぐるみの運動としての仕組みが必要であると考え、「健康長寿のまち・京都」の趣旨に賛同する様々な市民団体や民間企業等、あらゆる「市民力」の結集によって「市民運動組織」を立ち上げていただき、それぞれの組織の中での人とのつながり、仲間同士の声掛けによって、健康づくりを進めていきたいと考えております。

（2）「市民運動組織」準備会の設置

「市民運動組織」の立上げに当たっては、市民団体等の皆様に主体的な役割を担っていただき、広がりのある取組としていただくことから、まずは、今秋、準備会を組織いただき、更なる賛同団体の拡充に向けた呼びかけ、働きかけをお願いしたいと考えております。

（3）活動内容

様々な健康づくりの取組に関する普及啓発、情報提供などを通して、市民の意識醸成を図り、市民ぐるみの健康づくりに取り組んでいただくとともに、取組に関する提案をいただくなど、市民主体の健康づくりを展開していただきたいと考えております。

（4）今後の進め方

市民運動組織の正式発足を想定しており、準備会の設置以降、同会メンバーの方から更に幅広い団体、企業等に賛同を呼びかけ、組織拡大を図っていくとともに、健康づくり活動を具体的に進めていただきたいと考えております。

2 キックオフイベントの開催（案）

（1）目的

「健康長寿のまち・京都」の実現に向け機運を高め、市民一人ひとりの健康づくりの意識を醸成するためのキックオフイベントを開催することを検討中。

（2）日時・場所

今秋、みやこめっせで開催することで検討中。

（3）内容

- ・ 市民運動組織準備会の設立について発表
- ・ 健康づくりに向けた決意宣言
- ・ 健康づくり運動体験，ウォーキングイベントの実施
- ・ 健康づくり普及啓発・体験等ブースの設置

御協力よろしくお願
いたします。

新規事業等について

健康長寿のまち・京都の実現に向け、市民ぐるみで健康づくり活動が積極的に展開される仕組みづくりとして、平成28年度以降に実施する新規事業について、以下の視点を柱に検討を進めていきたいと考えております。

については、これまでから本市のプランの推進に中心的な役割を担っていただいている健康づくり推進会議の構成団体の皆様からも積極的な提言等をいただき、皆様との更なる連携を深め、当事業を「進化」させてまいりたい。

1 取組内容 <別紙参照>

- (1) 一人ひとりの市民が健康づくりの自覚を高める気づきの機会の提供、健康づくりの活動に参加しやすい多様な機会の創出の方策の検討
- (2) 市民主体の健康づくり活動が地域との関わりの中で展開されるよう、誰もが取り組みやすく、効果の実感が得やすいテーマに重点を置いた取組を展開
⇒ 当面、健康づくりの基本である①「食文化と食生活」及び「身体活動・運動」に重点を置き、②各世代に応じた取組を③人とのふれあい、地域での交流の中で実践していく。

2 取組の視点（案）

京都の有する歴史、文化、観光等様々な資源を活用し、京都らしい、京都ならではの取組が展開されるよう仕組みづくりを検討していく。

(1) 事業効果の見える化

市民が主体的に健康づくり活動を継続していくためには、運動等に伴う効果を測定し、明示することが有効である。

(2) 健康づくり活動の動機付け

健康づくり活動のきっかけとなるインセンティブを提供する。

(3) 意識醸成

オール京都で健康づくり活動を推進することで、市民一人ひとりの意識醸成を図りつつ、運動の輪を広げていく。

(4) 地域コミュニティの構築

健康づくり活動が地域との関わりの中で実践されることで、地域コミュニティの活性化につなげていく。

(第1回健康長寿のまち・京都推進本部会議資料 関連部分抜粋)

「市民が主体の健康づくり運動」の推進に向けた取組方針

①「しっかり食べて、体を動かす。」

- ・健康づくりの基本は、「食事」と「運動」。
- ・バランスのとれた「食事」と適度な「運動」。
- ・健康づくりに関心が薄い市民も含めて、全ての市民が取り組めるテーマ。
- ・「食文化と食習慣」については、和食の文化など、「京都ならではの取組」も含めて、次期食育推進プランの策定と連携して検討。
- ・「身体活動・運動」については、一人ひとりが楽しさや効果を実感できるよう、誰でも手軽に始められる「ウォーキング」をはじめ、多様な運動の機会を創出。

②各世代に応じた取組を推進

- ・乳幼児期から高齢期まで全ての世代を対象に、各世代に応じた取組を推進。
- ・乳幼児期・就学期には、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成を推進。
- ・壮年期・高齢期には、壮年期からのメタボ・ロコモ等の生活習慣病対策及び認知症対策と高齢期からの介護予防の取組を切れ目なく推進。
- ・定期的な健診で病気の予防・早期発見・早期治療を推進。

③人とのふれあい・地域での交流の中で実践

- ・市民が地域での関わりの中で、楽しみつつ、健康づくり運動を推進する。
- ・そのために、市民、市民団体、企業、大学などの京都の「市民力」・「地域力」を結集させ、健康づくり運動の一大ムーブメントへとつなげていく。
- ・区などのそれぞれの地域をベースとし、特性を踏まえた活動を推進していく。